

京都市立芸術大学単位互換履修生に関する規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 京都市立芸術大学学則第40条に規定する単位互換履修生については、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 単位互換履修生として入学できる者は、京都市立芸術大学と単位互換に関する包括協定を締結している大学又は短期大学に在籍している学生（短期大学専攻科生を除く。）のうち、所属の大学又は短期大学で本学において単位互換履修生として入学することの許可を受けた者とする。

(入学選考)

第3条 単位互換履修生の入学選考は、単位互換履修生出願票に基づき行う。

(履修単位数及び科目)

第4条 履修を許可する単位数及び科目は、学長が定める。

(単位の認定)

第5条 単位互換履修生の単位認定については、科目を提供した学部の履修規程の定めるところにより行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、単位互換履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。